



こんどう ちづる  
**近藤 千鶴**  
(無党派)



## 災害時における民間による避難所運営と防災井戸について

**問** 避難所運営を民間委託にできないか。

**部長** 避難所の運営は基本的には避難者により行われるもので、民間委託は考えていない。

**問** 災害井戸の事前登録制度はいかがか。

**部長** 災害発生後の井戸水は地震による水量の変化や水の濁りなどあり、水質の調査など安全を確認するので使用することは考えていない。

**問** 防災井戸や雨水貯留タンクへの補助金を検討できないか。

**部長** 市民や民間所有の井戸の災害時の使用は考えていないので、補助金も考えていない。

**意見** 全国さく井協会のホームページでは井戸は地震に強いと言っている。「水は命」。地震は明日来るかもという気持ちでやってほしい。



さの かずや  
**佐野 和也**  
(明和)



## 災害時における避難所について

**問** 避難所の数と収容可能人数について。

**部長** 市内には44の施設が指定されており、収容可能人数は2万5106人である。

**問** 避難所における役割分担について。

**部長** 各指定避難所に地区担当班の市の職員が参集し施設の安全確認、解錠、災害対策本部との情報のやり取りを行う。その後、各自主防災会や避難されてきた方が中心となり避難所を立ち上げ、運営が軌道に乗り次第、避難者により避難所運営委員会を設置し運営を行う。

**問** けが人の対応について。

**部長** 被災現場における傷病者の対応については、救助者、自主防災会が連携し応急処置を実施し、傷病者の程度や専門的な治療などが必要な場合には医療救護施設等に搬送する。医療救

## 不適切な盛土や農地改良について

**問** 静岡県の盛土条例が厳しいので県の条例を見直してほしいという要望があり、県議会は特別委員会を立ち上げている。市の見解は。

**部長** 富士山麓は、「八百八沢」と形容されるほど危険区域が多い。市民の生命、身体及び財産の保護のためには、厳しい県の盛土等規制条例は必要であると考えます。

**問** 北部地域の残土処分場は面積が約3000坪、高さ11m(約3~4階)の土地に山梨県の事業者が神奈川県や富士市から土を運んでくる。1日10トン車のダンプが50台行き交う。住民の反対の声を無視。このような土地の監視体制を県と検討されているのか。

**部長** まず調整池を作るなどの技術審査を県が行い、土質検査や水質調査を事業者が行う。パトロールは市も県もそれぞれやっていく。地元が納得しない限り、市としては同意できるものでないと意見は付して県の方に回答しているが、条例の立て付け上、許可せざるを得ない。

護施設への搬送には、救助者、自主防災会が連携し、車、担架、リヤカー等により搬送していただくか、救急車両による搬送となる。

**問** 避難所運営のマニュアル等について。

**部長** 地区担当班職員、各自主防災会、指定避難所となる施設管理者に配布している。

**問** 観光客などの避難について。

**部長** まずは各観光施設の管理者などにより安全な場所に避難していただき、帰宅できず避難が必要な場合には、市民の皆様と同様に指定避難所に一時的に受け入れ、落ち着いた段階で帰宅してもらうことを想定している。各指定避難所には外国の方に対応できるよう多言語表示のシートを配布している。ちなみに海外の方への災害情報については、災害時情報提供アプリ「セーフティーチップス」については15か国の言語に対応しており、「静岡県防災アプリ」についても11か国の言語に対応しており、気象情報や県内の避難情報が掲載されているので利活用してもらえればと思う。